

厚生労働省発職高 0330 第 1 号

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 22 年 3 月 30 日

厚生労働大臣 長妻 昭

(別紙)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 障害者雇用納付金制度における助成金の対象となる障害者の範囲の拡大

一 障害者雇用納付金制度における障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金又は障害者能力開発助成金であつて、身体障害者（重度身体障害者を除く。以下同じ。）又は知的障害者（重度知的障害者を除く。以下同じ。）である労働者を対象とするものについて、その対象に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加するものとする。

二 助成金の額その他必要な事項については、厚生労働大臣の定めるところによるものとする。

第二 施行期日

この省令は、平成二十二年七月一日から施行するものとする。